

(議長)

会議を再開いたします。

建設水道課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

建設水道課長。

「建設水道課長」(予算説明)

ご苦労様です。よろしくお願いいたします。

建設水道課所管に係ります案件につきましては、議案第6号の一般会計予算の他、議案第10号の公共下水道事業特別会計、議案第14号の水道事業会計及び議案第24号の町道路線の廃止についてまでとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

いずれの会計につきましても、新規事業や主要事業に絞りましてご説明を申し上げます。

それでは、一般会計から説明を申し上げます。

まずは、歳出でございます、予算書は、100ページから111ページまででございます。8款土木費の1項土木管理費、2項道路橋梁費、3項河川費、5項都市計画費及び6項の住宅費の一部までが、建設水道課所管の歳出予算になりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、予算資料の方で説明させていただきます。予算資料は、13、14ページとなっております。予算資料番号261番、町道砂川4号通り道路改良区工事でございます。定例会資料は14ページのNo.14となります。砂川4号通りでございますが、来年度以降、給食センターの建設計画もございますので、来年度の完成、供用開始に向けて、引き続き工事を実施して参ります。

次に、262番、町道五厘沢山崎線道路改良工事でございます。資料、同じく14ページの下段となります。こちらにつきましては、新規事業でございます。道路の総延長3,620mのうち、劣化の著しい、延長約1,200m、資料をお示ししておりますとおり、2つの工区について、改良工事を行うものでございます。また、本事業は、社会資本整備総合交付金を活用して、実施するものでございまして、来年度につきましては、実施設計を行った上で、一部工事を着手する事で考えてございますが、国からの内示額によりましては、事業料が減となる事も想定されるものでございます。

次に予算資料番号263番、町道円山団地3号通り道路改良工事でございます。定例会資料は15ページ、No.15となります。こちらにつきましても、新規事業として、来年度からとり進めるものでございまして、公共下水道の管渠整備工事に併せまして、実施する道路改良工事でございます。来年度につきましては、延長170mを予定してございます。下水道の進捗に併せ、3ヵ年計画としているものでございます。

次に、予算資料番号264番、橋梁長寿命化補修対策でございます。定例会資料は、16ページのNo.16となります。第3椴川橋の架け替え工事でございますが、今年度、用地確定測量調査と物件補償調査を実施いたしまして、一部、物件補償契約を取り進めたところでございます。来年度につきましては、残りの用地買収、物件補償等を行いまして、橋梁下部工、いわゆる、橋梁の橋台橋脚などの工事を実施する事としてございます。こちら

につきましても、補助事業でございますので、国の内示額如何では、事業料が減となる事も想定されるものでございます。

次に、予算資料番号270番、小型ロータリー排雪器等整備でございます。定例会資料は、17ページのNo.17となります。歩道用除雪機の購入でございます、購入から15年を経過する機械の更新でございます。

次に、予算資料番号272番、普通河川豊部内川浚渫工事でございます。定例会資料は、18ページの資料No.18となります。豊部内川の中で、中洲土砂の体積、草木等の繁茂が著しい、旧能登組から上流部、約延長300mにつきまして、浚渫工事を実施するものでございまして、事業期間については、2ヵ年を予定しているところでございます。財源につきましては、総務省の起債事業でございます緊急浚渫推進事業活用をして、実施するものでございます。

次に、資料番号295番、住宅費の江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行補助でございます。今年度につきましても、商品券発行総額、4,500万が全て、完売しているところでございまして、来年度の商品券発行総額につきましては、5千万円を計上しているところでございます。

一般会計の歳入でございますけれども、例年と大きな変更点ございませんので、詳細については割愛させていただきます。

続きまして、議案第10号の公共下水道事業特別会計の予算について、ご説明申し上げます。こちらにつきましても、歳出から説明いたします。予算書は、238ページからでございます。1項総務費の1目一般管理費の12節委託料の下水道事業法適用化委託でございます。こちらにつきましては、令和6年4月の移行に向け、本年度からとり進めているものでございまして、来年度につきましては、固定資産の調査を行い、固定資産台帳の整備を行うものでございます。

次に、240ページから241ページ、2項施設管理費2目下水道管理センター費12節の委託料の中の中央監視装置他更新委託でございます。資料につきましては、定例会資料の24ページ、No.24となります。下水道施設のストックマネジメント計画、いわゆる長寿命化計画に基づきます機器類の更新でございます、来年度につきましては、本年度に引き続き下水道管理センターの中央監視装置と汚泥脱水機の更新工事を実施するものでございます。中央監視装置については、来年度完成を予定してございまして、汚泥脱水機につきましては、本年度実施設計が完了し、来年度から2ヵ年の計画で更新工事を実施するものでございます。いずれの工事につきましても、下水道事業との協定により、取り進めるものでございます。

次に、3項事業費、1目公共下水道施設費、14節の工事請負費の中の江差1号枝線污水管渠新設工事でございます。こちらにつきましては、円山地区の管渠整備でございます、定例会資料は先程の、戻りまして、15ページ、資料No.15でございます。先程、一般会計でも説明しました、円山地区の管渠整備でございます、今年度、実施設計が完了し、来年度より3ヵ年計画で管渠整備を実施するものでございます。総延長約480mのうち、来年度については170mと区間について、管渠整備を実施するものでございます。

次に、同じく、14節の工事請負費の新給食センター公設柵設置工事でございます。給食センターの建設予定地につきましては、公共下水道への接続が可能な区域となっておりますが、公共柵の設置がされていない事から、給食センターの建設計画に併せまして、来年度設置を行うものでございます。

次に、公共下水道の歳入でございますけれども、こちらにつきましても、例年と大きな変更点ございませんので、詳細については割愛させていただきます。

続きまして、議案第14号、水道事業会計でございます。予算資料につきましては、別冊の江差町水道事業会計予算になります。

最初に、予算書9ページの資本的支出の1目1節排水設備拡張費の中の新規事業でございますけれども、先程来、説明しております円山地区の公共下水道の管渠整備と併せまして実施する老朽管の更新工事でございます。資料は、先程と同様、15ページの資料No.15でございます。公共下水道の管渠整備工事と計画同様、3ヵ年で実施するものでございまして、来年度につきましては、748万円を計上しているところでございます。また、本年度実施設計を終えております朝日地区の老朽管更新工事につきましても、来年度から着手する事としておりまして、こちらにつきましても、3ヵ年計画で実施するものでございます。来年度につきましては、1,540万円を計上しているところでございます。また、砂川上水場屋上防水工事も予定してございまして、こちらにつきましても、平成13年度に完成した、砂川上水場でございますが、20年が経過し、屋上防水が劣化によりまして、雨漏り等が発生している事から、2ヵ年の計画で、防水工事を実施するものでございます。来年度につきましては、1,980万円を計上しているところでございます。

以上が、建設水道課所管の予算に係ります説明となります。

最後に、議案第24号、町道路線の廃止についてでございます。議案書の103ページ、定例会資料No.2の151ページの資料No.34となります。路線番号231号、路線名は南が丘歩道橋通り、区間につきましては、起点が南浜町386番地3地先から、終点が南が丘7番地156地先までの延長55.3mでございます。今回の廃止でございますが、一昨年のJR廃線後の道路整備として実施いたしました、南が丘団地22号通りが完成し、供用開始された事に伴いまして、通行止めとしておりました、南が丘歩道橋でございますが、本年度、解体撤去工事を実施しました事から、町道を廃止するものでございます。

以上が、説明となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(議長)

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

上水道と公共下水道、ここに関してお聞きしたいと思います。

それで課長、実は私、この質疑するにあたって、この間のいろいろ調べてまして、課長、

ホームページに経営比較分析表が載っておりまして、私時々これを眺めていまして、今回改めて、少し過去に遡って、全部ホームページに載ってますのでね。10年ぐらいの上水道、下水道のを見てましたし、今回もそれを見ながら質疑をさせていただきます。前段に、いずれにしても、この分析表を見ると、端的に言って本当に数字だけから見ると厳しい。この10年間見ればですね。本当に厳しい。ですから、これから、どういう展望がもてるのかという意味合いも含めて、質疑させていただきます。

それで、まず上水道なんですが、実は、考えている時に、美唄で課長ご存じのとおり、断水、かなり広範囲に断水がありまして、さらに、少し水通ったと思ったら赤水が出て、それはまずそれでまた大変な状況になりました。たまたま、私の身内と言いますか、親族も含めてたくさんいるので、かなりのこと情報は入ったんですが、これ江差と似てるなど、表面的な部分もあるかも知れません。それで、まず1つとして、ああいう状況になった場合に、つまり断水になった時に赤水、江差でも起こり得るのか。まずその点教えてもらいたい。

それから、上水道でもう1点なんです。今、江差町は水道ビジョンということで進めてきております。10年間を見ると、なかなかなかなか厳しい部分になっているなという気はしているんです。この数字だけで。結果的に、住民からいくと、料金とにかく高い。この数字見たら高くても当然かなというふうに気がするんですが、この水道ビジョンを進めてきて、結果的に今後、高い水道料が少しでも低減になるのか。という部分をお聞きしたい。下水道料金と併せて使っている世帯は本当に大変な料金、負担になっております。そういう点でまず上水道にことについて、この2点お聞きしたいと思います。

次に、公共下水道のことであります。これも、さっき言いました経営比較分析表、その10年の数字だけ見ると本当に厳しい、厳しいんですね。それで、この点について2つお聞きします。

まず、接続が本当に低いまま、このばつと見ただけでも10年間は多分、これ数字が細かいんですが、接続率50%から60%の範囲内でこの10年間ほとんど変わってない。類似団体というのはこれありましてね、江差町と類似、似たような団体の所の下水道の接続率は、こんなに高いのかなと思うんですが、80%を超えているんですね。だから、同じような町村、もちろん地形だとか、いろいろ違いがありますから一概には言えないでしょうけれども、余りにも接続率の違いというのがありすぎる。近間として、その解消がどういうふうになっているのか。最近も今下水道引っ張っています。今日、後で言いますけれども、円山の関係も併せてお聞きしたいと思うんですが、いずれにしても、あれ全部接続率が下がる方向の論議だろうと思うんですけれども、接続率についてお聞きしたい。

それから、今後の展望ということに大きく関わってくるんですけれども、未認可区域まだあります。本当にこれどうするのか。江差町の人口がもう残念ですが、なかなか食い止められない。そして未認可区域ということは、この町場よりもっと人口の密度が低い所ですから、同じ管渠引くにしても、悪いんですが、単価としたら凄いい効率が悪い所。だからそのまま料金に跳ね返ってくる。跳ね返ってくるということになるんですけれども。合併浄化槽の方がね、ずっと経費は、単価としたらもう安くなると思うんです。もちろん、背

景としては、都市計画区域だとか、いろんな課題がありますから、そう簡単にいかないというのは、この10年15年論議していますからわかりますが、それを考えたとしても、本当に公共下水道引くのと。もう早く合併浄化槽に転換しないと、ただただただ、このさっき言った数値がどんどん悪くなる。というふうにならないのかなというのが、2つです。

で、最後に、宿題で課長の方に伝わっているかと思うんですが、今日も財政課長いらっしゃいますけれども、円山地域に公共下水道を今回引きます。結果的には、円山第2団地は供用廃止するので下水道は繋がないと、それはわかりましたと。ただし、法律に基づけば、大家たる江差町は町営住宅に繋ぐ義務がある。ただし、特別の場合ほうんぬんかんぬんとあるんで、そこをしっかりと、客観的に説明付くようになっているんでしょうかということ宿題として残しました。その点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」

小野寺議員から大きくは上水道と下水道2点、項目として、宿題も入れて5点のご質問でございます。

まずは上水道の美唄市ですね、今回の断水の状況、我々も新聞報道を受けてですね、色々と市のホームページ等から情報収集をしているところでございます。美唄市の状況を簡単に説明しますと、美唄ダムから取水をしまして、実は美唄ダムの標高がですね、240mくらいの位置にございます。今回の漏水については導水管の、いわゆるダムから浄水場までの導水管の漏水だということで、おそらく導水管にかかる水圧もですね、相当高いんだらうなということが想定されてございます。

それに比べましてですね、江差町の上ノ国ダムでございまして、標高が80m、概ね3分の1程度となっております。砂川浄水場までの導水管についてはですね、耐震管で設置されてございまして、おそらく、全く大丈夫ということはございませんけれども、美唄市からみるとですね、発生リスクは相当低いのかなというふうに思っております。

ちなみに美唄市のホームページに導水管の耐震化率も出てましたので、それを見ますと18%ちょっとと、うちの方はですね、まだ五厘沢廃止してませんので70%弱なんですけど、五厘沢を今休止に向けた動きをしておりますので、五厘沢が抜けたとすればですね、95%程度の耐震化率になるものでございまして、ご理解を頂きたいというふうに思っております。

それと赤水ですけども、赤水の発生についてはですね、あれだけ長期間断水しますと、給水管の中がですね、空の状況になってると思います。その期間が長く続きますとやはり赤錆が出てですね、発生がしやすくなると。ただ、あれだけ長期間になるとうちの町でもですね、当然赤水の発生というのは考えられるだらうなというふうに考えてございます。

ただ、規模が小さい断水なんかがある場合についてはですね、途中で排泥作業と申しま

して、通水させる前にですね、水のある程度なげたり、それから通水させる区域をある程度絞りながらですね、徐々に徐々に通水させていくような対策も取りますので、小規模なものについてはさほど出ないかなと考えてございますけども、とにかく長期間になるとそういうことが想定されるものでございます。

それから水道ビジョン。水道料金の軽減ができないのかということですけども、27年に策定したですね、水道ビジョンに基づく、この間の動きとして若干説明させていただきますと、老朽する施設ですね、維持管理費であるとか更新費用を軽減させる観点から、これまでバイパス管の整備等によってですね、高区浄水場の給水を行ってきたところでございます。

それから、町長の執行方針にも触れてございましたけども、現在、五厘沢浄水場の休止に向けての管路整備であるとか、計装設備の整備を行っているところでございます。

水道料金の軽減の話でございますけども、水道会計は議員ご存知のとおりですね、砂川浄水場の建設整備を行った時の起債の償還が大きな負担となっているところでございます。今後10年程度でですね、その償還が終わるところではあるんですが、水道事業会計については一般会計からの繰り入れによって、これに頼らざるを得ない状況でございます。

それから、今後も継続的に進めなければならない老朽管の整備、あるいは残存する施設の維持管理だとか、計装設備については定期的な更新が必要になるものでございまして、また更に給水人口の減少等も考えますと、なかなか水道料金ですね、減額、軽減させるというのは今の段階では難しいのかなと考えてございますので、ご理解を頂ければなというふうに思います。

それから下水道です。接続率の話でございました。27年度に管渠整備の工事をですね、再開をいたしまして、この間新陣屋団地関連、それから南浜町、これは南小路線でございます。それで今年度につきましては陣屋町南が丘について整備を実施しているところでございますけれども、少しずつではございますけれども、未普及路線の整備を実施しているところでございます。

事業再開後の、今年の部分はまだ工事やってる最中でございますので除きますけれども、これまでの5年間の接続世帯でございますけども、全部で80世帯が接続されてございます。接続率で申し上げますと約60%という数字になってございます。

次に未認可区域の人口減少ということでですね、今後合併処理浄化槽の方が有利ではということでございますけれども、下水道の計画区域については、270ヘクタールを計画区域としてございまして、その内認可を頂いている区域については130ヘクタールでございます。認可区域の下水道の整備の割合については概ね8割程度は進んできてございますけども、今後もまだ2割程度残っている状況でございます。合併浄化槽となると所管も変わりますから、私の方から具体的なお話しはできない状況でございますけども、我々の下水道の担当とすればですね、認可区域の整備が進むと認可区域の拡張、いわゆる下町地区ですね、拡張をどうするのかという判断もしなければならない時期がくるものと思っております。

公共下水道の区域についてはですね、議員ご存知のとおり、都市計画の用途地域が必然

と下水道の計画区域になるものでございまして、拡張の判断については、それらの見直しの有無を含めてですね、総合的な視点で議論していかなければならないものというふうに考えてございます。

いずれに致しましても、現段階では認可の区域の整備がまだ少し残っておりますので、それらの事業推進をまず優先されるものと考えてございますので、ご理解を頂ければなどというふうに思います。

それから最後に、円山団地の未接続に係る考え方でございます。昨日の財政課長の答弁でもございました通り、住宅の長寿命化計画においてはですね、令和9年度の解体となっているところでございます。それで、下水道法の中で水洗トイレへの改造義務につきましては、議員ご指摘のとおりですね、3年以内に改造しなければならない。また改造を命ずることができるとの条項がございます。その条項の中で、ただし書きがございまして、当該建築物が近く除却または移転される予定ある場合は、相応の理由が認められた場合についてはこの限りではないということで、下水道法ですね、11条の3の中でうたわれておりますので、令和9年度に解体する予定の住宅でございまして、この条項を根拠に接続しないということで考えてございます。

以上でございます。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

最後の部分は、法律には、私もただしという部分で、それは江差町としてもそこをしっかりと明確に位置付けていると、そういう確認でよろしいんですね。

「建設水道課長」

はい。

「小野寺議員」

よろしいんですね。わかりました。

それで、再質問。下水道だけについてだけお聞きします。

結局、課長申し訳ないんですが、今の論議は、この間、決算も含めてやってきているところです。ただ、違いは、問題は、あえて言うなれば、未認可の所も含めて、今後どうするのという判断を、いつまでやるの、いつまで引き延ばすの。結局この問題は何かというと、認可区域でまだ公共下水道が供用開始していない区域、それから、そもそも未認可区域の部分で、もし家を建てようとしたら、結局、今合併浄化槽ですよ。合併浄化槽、本当にお金かかりますよ。そこが、もし都市計画区域でないとすると、国の方の補助金使おうと思ったら使える。江差町がそういう事業をやればという前提ですけどもね。今、都市計画区域だから合併浄化槽も出来ませんね。結局、新しい家作ろうと思っても、それだ

け余分な費用がかかる。そういう補助事業を選択する市町村と、そうでない所の違い。これずっと続くということなんです。ここをはっきりさせなかったら、まだ残っていることが終わっていないから、もうちょっと判断は後なんですなんてね、それは江差町の都合はそうかも知れませんが、町長、副町長、これ家建てようと思ったらね、その判断って結構大きいですよ。これ、とてもでないけど、建設水道課長の答える範中じゃないんです。今、突発的に言った質問でもないです。これ、どっかでしっかりと江差町の方針を決めなければならない。この点について、こっちを見てお聞きします。

以上です。

(議長)

はい。副町長。

町長、やりますか。はい。町長。

「町長」

ご指摘の下水道の整備、あるいは未認可地域、それ以外の地域ということで、3つの段階があるのかなというふうに思っております。

そういう意味では、まず認可されている地域をしっかりと整備するというのが、我々の責務、第一義的な責務かなと思っております。

しかしながら、小野寺議員のご指摘は、それと同時に未認可の地域をどうしていくのかということも同時並行で考えていくべきだと、いうようなご指摘だったかなというふうに思います。その問題意識は約10年前、新聞記者の時に記事にした覚えがあります。どうするんだという事を江差町役場に当時尋ねたところ、合併処理浄化槽への支援も検討というような記事も書いたなというふうに思いながら、10年間、私がこの立場になってからも7年経ちますから、その間、進めてこられてなかったというのは責任があるなというふうに思います。

ただ、その一方で、やはり下水道整備というのは、決して費用が軽微なものではない大きな事業です。そういう意味からすると、しっかりと今認可されている整備を着実に進めていかなきゃいけない。そういう思いもあって休止していた下水道の整備を平成27年に再開をさせて頂きました。

で、それ以外の、例えば下町の愛宕、新栄、豊川の辺り、どうするんだということはずうっと私も問題意識の中にあります。じゃあいつまでそれを引き延ばすんだというようなご指摘もありますけれども、決して簡単に判断ができる状況ではない。何らかな場面で判断しなきゃいけないですけれども、もう少し財政状況を見極めながら、そして江差町全体の下水道あるいはそういう下水の整備のあり方というのを、もう少し議論をさせて頂いて、しっかりと皆様にお示しできる段階になったらですね、ご説明をさせて頂きたいと思っておりますので、問題意識は私もしっかり持っていますけれども、今のこの時点でどうする。いつまでにと判断ができないというのは、大変申し訳ないですけれども、ご理解頂ければなというふうに思っております。



(議長)

いいですか。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

わかりました。わかりましたが、私は、今後の方向性からいくと、どんどん人口が少なくなっているこの江差町で、いつまでも、都市計画区域に縛られる必要はないと思っております。これ、都市計画区域の大きな見直しをしない限り解決出来ない話なんです。ぜひ、その方向で、そのことも含めて検討して頂きたいと、回答はいりません。以上です。

(議長)

はい。意見として伺うと。

他に、質疑希望ありませんか。

(「なしの声」)

(議長)

質疑希望ありませんので、建設水道課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

20分まで休憩いたします。

休憩 14:06

再開 14:20